第 7 章

介護保険事業の 安定的・持続的な運営 ~介護~

1 介護保険サービスの機能強化と人材確保

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質の向上と 量の確保により制度の機能強化を図るとともに、地域包括ケアシステムを支える人材の 確保に努め、介護保険事業の安定的な運営を目指します。

(1)サービスの質の向上

①サービスの質の向上に向けた事業者への支援

事業者が提供する介護サービスの質の向上のため、事業所の運営やサービス提供の状況把握に努め、事故や虐待の防止、身体拘束の禁止などに向けた適切な指導・助言を行います。また、地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議に出席し、活動状況を確認するとともに、必要な助言を行います。このほか、ケアプラン作成の参考となる資料や介護保険制度に関するさまざまな情報を事業者に提供し、利用者に応じたサービスが提供できるよう支援します。

②事業者への指導・監査の実施

介護保険法に基づき、市が指定する介護サービス事業者に対し、「介護給付等対象サービスの取扱い」や「人員、設備及び運営」、「介護報酬の請求」等に関する事項について、 周知徹底することを目的に指導を行います。実施にあたっては、事業所における運営指導と事業者を一堂に集め講習等の方法による集団指導を実施し、介護サービス事業所の 適正な運営の確保に努めます。

なお、運営指導等により、指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正、不当が疑われる場合等は監査を実施します。

③第三者評価の促進

第三者評価とは、サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うものです。これにより、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるだけでなく、評価結果を公表することで、利用者がサービスを選択される際に役立つ情報となることから、第三者評価を促進します。

④苦情相談体制の充実

介護保険制度について、要介護認定など保険給付に関して不服がある場合は、県に設置されている介護保険審査会に不服申し立てを行うことができることとなっています。

また、保険者である市の責務としても、身近な場所で市民が気軽に相談できる体制づくりが重要であるため、健幸長寿課を相談窓口として、地域包括支援センター等と連携を密にし、個人情報の保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切な相談・苦情への対応に努

めます。

⑤ケアマネジメントの向上

自立支援に資する高齢者の適正なケアマネジメントを推進するため、市内の居宅介護 支援事業所と介護サービス事業所の介護支援専門員を対象とした研修会を年3回行い、資 質の向上を図るとともに、意見交換や情報共有を通じて、介護支援専門員やその他の機 関と地域包括支援センターの連携を深めます。

(2) サービスの量の確保

今後も高齢者人口は減少していく見込みで、市中心部におけるサービス提供体制は概ね充足していると考えられますが、周辺部におけるサービス提供体制の確保は、依然として厳しい状況にあります。そのため、外国人を含めた人材の確保、職員の処遇改善、ICT機器の活用、離職防止・定着などの対策を総合的に講じ、サービス量の確保を目指します。

また、民間が参入しにくい周辺部においてサービスを提供する高梁市社会福祉協議会の事業継続と民間事業者による事業の実施地域の拡大促進、介護予防・日常生活支援総合事業の推進により、地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指します。

(3)地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び生産性向上の推進

介護保険制度が市民のニーズに応えるよう十分なサービスを提供していくためには、 福祉・介護ニーズに対応できるよう、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師、介 護福祉士、訪問介護員、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等の専門職が、事業所に広 く配置されることが必要です。

しかしながら、市内事業所にアンケート調査を行ったところ、業務を行う上で平均 3.8 人の人材が必要との結果がでました。今後、生産年齢人口が減少し、全産業において人材不足が見込まれる中で、介護サービス事業所や関係機関との連携により人材確保対策を講じ、安定したサービス提供ができる体制を整えていく必要があります。

具体的には、介護福祉士の育成・確保のため、市内事業所が介護福祉士資格の取得を目指す学生等に貸し付ける奨学金の一部を助成するとともに、介護支援専門員の確保と資質向上に向けて、受験対策やキャリアアップを目的とした講座を開催します。

また、介護ロボットや ICT 機器等のデジタル技術の活用による負担軽減や生産性の向上に取り組む事業所を支援します。

このほか、人材確保と職場への人材定着に向けては、働きやすい職場であることが重要であるため、事業所の状況を把握しながら、DX推進による業務効率化や電子申請・届出システムの利用促進による文書に係る負担軽減、ハラスメント対策、メンタルケア対策を行う等、働きやすい職場環境への取組を推進します。

2 介護保険制度の適正な運用

(1)介護保険サービスの円滑な利用と運営

介護保険制度やサービスについての情報提供等を通じて、介護保険制度に対する市民の理解をより深め、適正かつ円滑な介護保険サービスの利用を推進します。

さらに、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、 介護給付の適正化に取り組みます。

①介護保険制度に関する情報提供

今後、第1号被保険者の割合が増加することが見込まれ、保健福祉サービスは多様化・ 複雑化し、情報量も増加する中で、利用者とその家族が介護保険制度の趣旨や保険料、介 護サービスの内容など、さまざまな情報を正しく理解し活用できるよう、わかりやすく 十分な周知を図っていきます。

ア 情報提供体制の充実

利用者が必要とする各種サービス情報を容易に入手できるよう、地域包括支援センターと関係機関が相互に連携し、保健・医療・福祉の情報を一元的に提供できるネットワークづくりを推進します。

イ 制度の普及啓発

介護保険サービスなどについて、「介護保険利用の手引」の配布や市のホームページだけでなく、広報紙や行政チャンネルの活用、保健師等による訪問活動など、さまざまな方法により周知・啓発を行い、介護保険制度への理解につなげます。

また、65歳を迎えた高齢者には、介護保険被保険者証の郵送に併せ、介護保険料に 関するパンフレットを同封するなど、一層の周知を図ります。

②介護サービス事業所情報の提供

市内の介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。また、健幸長寿課のホームページにおいても、市内サービス事業所の空き情報を提供するなど、市民が介護サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

③介護給付適正化事業の推進

適切なサービスの確保と費用の効率化により、介護保険制度への信頼を高めるとともに、制度の持続可能性を高める観点から、国の指針に基づき、給付適正化3事業の「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」に取り組み、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービス以外の不要なサービスが提供されていないか等の検証を行います。

ア 要介護認定の適正化

要介護(要支援)の認定は、給付サービスの前提となるもので、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行われなければなりません。認定調査が適正に行われるよう、市の認定調査員と認定調査を委託する市内事業所の介護支援専門員を対象に、県が実施する研修への参加促進などを行い、調査の平準化を図ります。

また、介護認定審査会は、一次判定を修正・確定し、必要に応じて一次判定の変更を行うことができる唯一の場です。そのため、適正な審査判定が行われるよう、審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、認定調査と主治医意見書に不整合がないかなどの点検を行うとともに、審査会委員の研修等を通じて、各委員間の平準化を図り、明確な根拠を持った意思決定ができるようにします。

【表】認定調査点検数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検数	2,122 件	2,163 件	2,100 件	2,100 件	2,100 件	2,100 件

[※]令和3年度、4年度は実績値。令和5年度は見込値。令和6年度から令和8年度は目標値

イ ケアプラン等の点検

利用者の要介護状態に見合った適切なケアプランが作成されているかどうかを点検し、必要に応じて介護支援専門員に対してプランの見直し等を求め、真に必要とするサービスの確保につなげます。加えて、利用者の状況に応じた住宅改修の内容、福祉用具の種類の必要性の確認も行います。

【表】ケアプラン等の点検数

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点板	食数	176 件	326 件	200 件	200 件	200 件	200 件

[※]令和3年度、4年度は実績値。令和5年度は見込値。令和6年度から令和8年度は目標値

ウ 医療情報との突合・縦覧点検

医療と介護の重複請求を防止するため、入院情報と介護給付情報を突合し点検するとともに、提供されたサービスの整合性について確認するため、複数月の明細書における算定回数やサービス間・事業所間の給付の内容をチェックする縦覧点検を実施します。

【表】医療情報との突合・縦覧点検数

区分	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検数	全 件	全 件	全 件	全 件	全 件	全 件

[※]令和3年度、4年度は実績値。令和5年度は見込値。令和6年度から令和8年度は目標値

(2)保険料・利用者負担

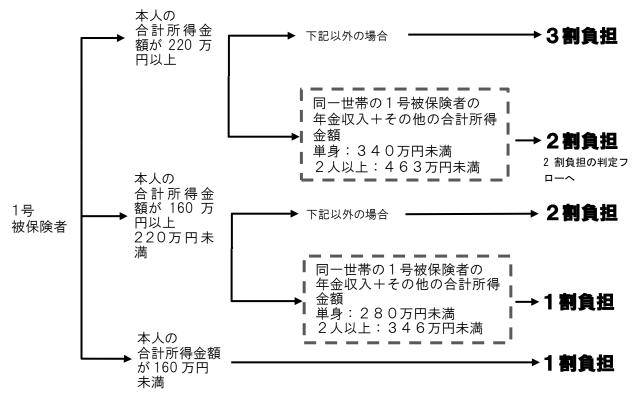
介護サービス利用量の増加により介護保険料の上昇が続く中、給付費の5割の公費負担に加えて、第8期に引き続き別枠で公費を投入し、低所得者(第1段階〜第3段階)の保険料の負担軽減を図るとともに、さらなる費用負担の公平化に向けた制度改正により、現役並み所得のある高齢者の負担割合を見直します。

①介護保険料

第8期では、所得段階を12段階としていましたが、標準段階を13段階とする国の方針が示されたことから、第9期においては所得段階を13段階とします。これに伴い、第9段階以降の基準所得金額も改正します。

②一定以上所得者の利用者負担

平成 12 年の介護保険制度の創設以来、所得に関わらず一律1割に据え置いていた利用者負担については、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくために見直しが行われました。平成 27 年 8 月からは、65 歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方の自己負担割合が2割となり、さらに平成 30 年 8 月からは、2 割負担者のうち現役並みの所得を有する人の負担割合が3割に引き上げられました。



その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を控除した額。

③利用料

ア 利用者負担の上限と高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合の月々の利用者負担については、世帯の所得に応じて 負担上限額を設定し、負担軽減を図っています。1か月に支払った利用者負担の合計 が負担上限額を超えたときは、その超えた費用を高額介護サービス費として支給しま す。

【表】	利用者負担段階区分
1 1X 1	们用省员造权相位力

対象	対象となる方			
一般・現役並み所得	年収 1,160 万円以上	140,100円(世帯)		
	年収 770 万円~1,160 万円以上	93,000円(世帯)		
	年収 770 万円以下	44,400円(世帯)		
世帯の全員が市民税を課税され	こていない	24,600円(世帯)		
合計所得金額と公的年金収	15,000円(個人)			
生活保護の受給者	15,000円(個人)			

^{※「}世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限を指します。

イ 特定入所者介護サービス費(補足給付)

施設サービス(短期入所生活介護含む)利用時の食費と居住費が低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える基準額との差額を補足給付として支給しています。ただし、預貯金等が一定額以上であると支給対象外となります。

ウ 高齢夫婦世帯等の食費・居住費の特例減額措置

本人または世帯員が市民税を課税され、特定入所者介護サービス費の利用者負担第4段階に該当する高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所した場合に、世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込み額を除いた額が80万円以下となり、世帯の預貯金等の額が450万円以下などの条件に該当する場合には、第3段階とみなして特例的に補足給付を支給します。

エ 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護サービス費の利用者負担限度額、高額介護サービス費の利用者負担上限額について、本来の基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる人(境界層該当者)については、その低い基準を適用しています。

オ 高額医療・高額介護合算サービス費

高額医療・高額介護合算制度は、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1

日~翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額となり、基準額以上の負担となっている場合は、被保険者にその超えた部分を支給します。

カ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

生計が困難な人を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等による利用者負担軽減を行います。平成18年4月から軽減対象となる収入基準、資産基準及び軽減割合を変更し、負担軽減を行います。

(3)地域密着型サービスの整備目標

①定期巡回·随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが連携しながら提供するサービスです。一定の利用希望者は見込まれるものの、中山間地域においては夜間訪問サービスに係る運営の困難さもあるため、現時点では整備目標を定めませんが、今後の状況に応じて基盤整備を推進することとします。

②夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して生活できるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を 提供するサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、現時点では整備目 標を定めませんが、今後の状況に応じて基盤整備を推進することとします。

③ (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が施設に通い、食事や入浴、機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。以前は、市内に1か所整備されていましたが、利用者の減少により平成31年3月に廃止されているため、新規の事業所整備目標を定めません。

4 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の心身の状況、希望に応じて、訪問や短期間の宿泊のサービスを 組み合わせて提供するサービスです。現在市内に4カ所(登録定員 90 人)が整備されて おり、第9期では新規の整備目標を定めません。

⑤ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が家庭的な雰囲気の中で、少人数で共同生活を送りながら、食事や入浴、機能訓練などを受けるサービスです。現在、市内に8か所(定員117人)整備されており、需要に対して一定量が確保されていることから、平成24年度以降は新規で整備募集を行わないこととしています。

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型の特定施設(有料老人ホーム・ケアハウス)に入居し、 食事や入浴、機能訓練などを受けるサービスです。現在、市内には整備されておらず、第 9期においても整備目標は定めません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入居し、食事や入浴、排せつ、機能訓練などを受けるサービスです。現在、市内には現在3か所(定員86人)が整備されています。今後の高齢者人口の減少や待機者の減少、介護人材の確保等を考慮し、新規の整備目標は定めません。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせて、一体的な介護・医療・看護を受けるサービスです。現在、1か所(登録定員 29 人)整備されています。第9期では新たな目標を定めませんが、今後の需要状況に応じて、小規模多機能型居宅介護からの転換等を含め、全体的な状況に応じて基盤整備を推進します。

9地域密着型通所介護

利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事や入浴、機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。サービスの利用状況は概ね横ばいとなっているため、第 9 期では新たな目標を定めませんが、利用状況に応じて基盤整備を推進します。

(4) 居住系サービス(地域密着型・広域型)の必要利用定員総数

【表】居住系サービス(地域密着型・広域型)の必要利用定員総数

サービス種別	圏域	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
	合 計	117	117	117	117	117	117	117	115
	高梁	54	54	54	54	54	54	54	53
	高梁東	36	36	36	36	36	36	36	36
┃ ┃ 認知症対応型共同生活介護	高梁北	0	0	0	0	0	0	0	0
心和证例心主共同工作并改	有漢	0	0	0	0	0	0	0	0
	成羽	9	9	9	9	9	9	9	9
	川上	0	0	0	0	0	0	0	0
	備中	18	18	18	18	18	18	18	17
	合 計	86	86	86	86	86	86	86	83
	高梁	57	57	57	57	57	57	57	55
	高梁東	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	高梁北	29	29	29	29	29	29	29	28
入所者生活介護	有漢	0	0	0	0	0	0	0	0
	成羽	0	0	0	0	0	0	0	0
	川上	0	0	0	0	0	0	0	0
	備中	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0
	高梁	0	0	0	0	0	0	0	0
	高梁東	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者	高梁北	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	有漢	0	0	0	0	0	0	0	0
	成羽	0	0	0	0	0	0	0	0
	川上	0	0	0	0	0	0	0	0
	備中	0	0	0	0	0	0	0	0
混合型特定施設入所者生活介護 ※会和22年度の必要利用完員総	合 計	58	58	58	58	68	68	68 でけあし	68

[※]令和22年度の必要利用定員総数は令和5年度現在の推計値であり、本計画で設定するものではありません。

(5)居住系・施設サービスの利用者数

【表】地域密着型施設(居住系)サービスの月当たり利用者数の見込み (単位:人/月)

サービス種別		令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
ᆿᇷᄼᆚᄼᅖᄮᄝᄮᅜᄾ ᇸ	要支援	0	1	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	要介護	116	113	112	115	115	115	115	114
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		84	83	85	86	86	86	86	83

【表】居住系・施設サービスの月当たり利用者数の見込み (単位:人/月)

	サービス種別(広域型)			令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
居住系	居住。		10	7	6	7	7	7	6	6
系	特定施設入居者生活介護	要介護	69	67	67	66	70	68	68	66
	介護老人福祉施設		397	397	390	390	390	390	388	380
施設	施 介護老人保健施設 介護医療院		165	169	184	185	185	184	181	171
			89	88	80	84	84	84	83	78

(6)地域密着型サービス量の見込み

【表】地域密着型サービス利用者数の見込み (単位:人/月)

1111	2025年1		八州川田奴		(年位:八/万/		
サービス種別	圏域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度	
	合 計	135	132	130	120	117	
	高梁	44	44	43	42	41	
	高梁東	11	11	11	9	8	
地域密着型通所介護	高梁北	20	19	19	18	18	
地域伍相至超加力设	有漢	10	10	10	8	8	
	成羽	20	20	19	19	18	
	川上	15	14	14	12	12	
	備中	15	14	14	12	12	
	合 計	47	47	47	42	40	
	高梁	25	25	25	23	22	
	高梁東	3	3	3	2	2	
(介護予防)	高梁北	3	3	3	2	2	
小規模多機能型居宅介護	有漢	2	2	2	2	2	
	成羽	8	8	8	7	6	
	川上	3	3	3	3	3	
	備中	3	3	3	3	3	
	合 計	116	116	116	116	115	
	高梁	38	38	38	38	38	
	高梁東	9	9	9	9	9	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	高梁北	17	17	17	17	16	
心如证外心主六门工力力设	有漢	8	8	8	8	8	
	成羽	19	19	19	19	19	
	川上	12	12	12	12	12	
	備中	13	13	13	13	13	
	合 計	86	86	86	86	83	
	高梁	29	29	29	29	28	
	高梁東	6	6	6	6	6	
地域密着型介護老人福祉施設	高梁北	12	12	12	12	11	
入所者生活介護	有漢	6	6	6	6	6	
	成羽	14	14	14	14	13	
	川上	9	9	9	9	9	
	備中	10	10	10	10	10	
	合 計	26	26	26	24	23	
	高梁	14	14	14	13	13	
	高梁東	2	2	2	2	2	
看護小規模多機能型居宅介護	高梁北	2	2	2	2	2	
日東ス・クルスクスのロエロでクロ	有漢	2	2	2	1	1	
	成羽	3	3	3	3	2	
	川上	2	2	2	2	2	
	備中	1	1	1	1	1	

(7) サービス量・標準給付費の見込み

各種サービスの基盤整備状況と県の策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援 計画を踏まえ、居宅・地域密着型サービスの利用者数・サービス量・総給付費と特定入所 者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払い手数 料を合わせて、標準給付費を推計しました。

①介護予防サービス見込量

サービス種別 令和 6 年度 令和 7 年度 令和 8 年度	0	
78172(117)		
介護予防訪問入浴介護 回数(回) 0.0 0.0 0.0		0
	0.0	0
人数(人) 0 0 0	0	0
給付費(千円) 3,845 3,845	3,616	3,276
介護予防訪問看護 回数(回) 60.6 60.6 60.6	57.6	52.3
人数(人) 15 15 15	14	12
給付費(千円) 1,035 1,036 1,036	966	764
介護予防訪問リハビリテーション 回数(回) 32.0 32.0 32.0	30.0	23.0
人数(人) 4 4 4	4	3
介護予防居宅療養管理指導 給付費(千円) 1,084 1,086 1,086	1,086	970
人数(人) 9 9 9	9	8
介護予防通所リハビリテーション 給付費(千円) 50,356 50,420 50,420	49,648	48,104
人数(人) 111 111 111 111 111 111 111 111 111 1	109	105
給付費(千円) 1,218 1,220 1,220	857	714
介護予防短期入所生活介護 日数(日) 17.0 17.0 17.0	12.0	10.0
人数(人) 2 2 2	2	2
給付費(千円) 1,158 1,160 1,160	1,160	773
介護予防短期入所療養介護(老健) 日数(日) 9.0 9.0	9.0	6.0
人数(人) 3 3 3	3	2
介護予防福祉用具貸与	22,071	20,596
人数(人) 225 224	196	183
特定介護予防福祉用具購入費 給付費(千円) 1,667 1,667 1,667	1,667	1,667
特定が設すが間性用共構入員 人数(人) 5 5	5	5
介護予防住宅改修	2,859	2,859
人数(人) 3 3 3	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	4,325	4,325
人数(人) 7 7	6	6
(2)地域密着型介護予防サービス		
給付費(千円) 0 0 0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護 回数(回) 0.0 0.0 0.0	0.0	0.0
人数(人) 0 0 0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護 給付費(千円) 8,064 8,074 8,074	6,929	5,783
人数(人) 8 8 8	7	6
介護予防認知症対応型共同生活介護 給付費(千円) 3,066 3,070 3,070	3,070	3,070
人数(人) 1 1 1	1	1
(3) 介護予防支援	15,132	14,398
人数(人) 295 294 292	268	255
予防給付合計 給付費(千円) 122,947 123,009 122,787 1	13,386	107,299

[※]給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

[※]サービス種別ごとの金額を合計したものと末尾の介護給付費(合計額)が一致しない場合があります。

②介護サービス見込量

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
 (1)居宅サービス						
	給付費(千円)	97,596	97,480	95,963	88,773	82,844
訪問介護	回数(回)	2,984.9	2,977.8	2,926.5	2,707.0	2,523.2
	人数(人)	219	218	216	199	187
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	43,726	43,229	42,450	40,798	38,223
訪問看護	回数(回)	629.3	621.8	610.5	584.3	549.3
	人数(人)	111	110	108	103	97
	給付費(千円)	5,520	5,527	5,527	4,860	4,860
訪問リハビリテーション	回数(回)	147.9	147.9	147.9	130.9	130.9
	人数(人)	18	18	18	16	16
尼 克康美英丽化学	給付費(千円)	8,501	8,394	8,277	8,075	7,872
居宅療養管理指導	人数(人)	73	72	71	70	68
	給付費(千円)	301,362	293,422	292,629	277,427	272,166
通所介護	回数(回)	3,431.8	3,343.0	3,324.4	3,144.7	3,082.7
	人数(人)	379	370	367	347	340
	給付費(千円)	169,150	167,719	165,011	159,356	155,985
通所リハビリテーション	回数(回)	1,891.1	1,871.5	1,844.3	1,772.2	1,731.8
	人数(人)	285	282	278	269	263
	給付費(千円)	172,441	170,287	170,225	161,244	159,345
短期入所生活介護	日数(日)	1,741.4	1,715.6	1,715.8	1,620.6	1,600.6
	人数(人)	155	152	152	143	141
	給付費(千円)	54,383	53,552	53,552	52,486	50,889
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	433.0	425.5	425.5	415.2	401.4
	人数(人)	49	48	48	46	44
短加田目登 与	給付費(千円)	113,607	112,442	110,857	102,377	100,362
福祉用具貸与	人数(人)	713	705	696	644	631
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,518	4,518	4,518	3,425	3,121
17 化抽他用表牌八頁	人数(人)	12	12	12	9	8
住宅改修費	給付費(千円)	9,522	9,522	9,522	8,182	8,182
正石以 廖良	人数(人)	8	8	8	7	7
性字旋訊】足多件注入謹	給付費(千円)	150,230	160,291	155,736	155,788	151,219
特定施設入居者生活介護	人数(人)	66	70	68	68	66
2)地域密着型サービス						
	給付費(千円)	0	0	0	0	(
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	С
本明分内刑計明人等	給付費(千円)	0	0	0	0	С
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	(
	給付費(千円)	122,849	119,908	118,281	110,131	107,668
地域密着型通所介護	回数(回)	1,266.0	1,235.5	1,217.1	1,129.9	1,103.3
	人数(人)	135	132	130	120	117

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

[※]サービス種別ごとの金額を合計したものと末尾の介護給付費(合計額)が一致しない場合があります。

サービス種別(続き)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
(2)地域密着型サービス						
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	81,103	81,206	81,206	72,863	71,320
小风候夕做能至店七月渡	人数(人)	39	39	39	35	34
 認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	333,933	334,356	334,356	334,356	333,059
**************************************	人数(人)	115	115	115	115	114
 地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
地域省有至特定施設人店有主店并接	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者	給付費(千円)	290,915	291,283	291,283	291,283	281,991
生活介護	人数(人)	86	86	86	86	83
 看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	62,969	63,048	63,048	61,967	58,963
有暖小风候夕做能至店七月暖 	人数(人)	26	26	26	24	23
(3) 施設サービス						
 介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,214,694	1,216,231	1,216,231	1,207,916	1,183,329
月	人数(人)	390	390	390	388	380
 介護老人保健施設	給付費(千円)	634,480	635,283	632,289	620,889	585,711
月	人数(人)	185	185	184	181	171
	給付費(千円)	343,251	343,685	343,685	339,146	317,815
│介護医療院 │	人数(人)	84	84	84	83	78
(4) 足字办进士博	給付費(千円)	179,177	178,965	178,751	168,432	162,340
(4)居宅介護支援	人数(人)	983	981	980	926	892
介護給付合計	給付費(千円)	4,393,927	4,390,348	4,373,397	4,269,774	4,137,264

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

③総給付費 単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護・予防給付合計	4,516,874	4,513,357	4,496,184	4,383,160	4,244,563
在宅サービス	1,540,911	1,523,757	1,514,133	1,426,387	1,384,044
居住系サービス	492,623	503,118	498,563	497,539	491,673
施設サービス	2,483,340	2,486,482	2,483,488	2,459,234	2,368,846

[※]サービス種別ごとの金額を合計したものと末尾の介護給付費(合計額)が一致しない場合があります。

【表】標準給付費見込額

単位:円

			第 9	期		△和 10 左曲	△和 22 左座
		合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度	令和 22 年度
	標準給付費見込額 (1+4+7+10+11)	14,430,728,393	4,821,405,205	4,815,932,055	4,793,391,133	4,696,922,905	4,550,194,311
1	総給付費 (2+3)	13,526,415,000	4,516,874,000	4,513,357,000	4,496,184,000	4,383,160,000	4,244,563,000
2	介護サービス給付費	13,157,672,000	4,393,927,000	4,390,348,000	4,373,397,000	4,269,774,000	4,137,264,000
3	介護予防サービス給 付費	368,743,000	122,947,000	123,009,000	122,787,000	113,386,000	107,299,000
4	特定入所者介護サービス 費等給付額(財政影響額 調整後) (5-6)	529,380,885	178,424,014	177,191,704	173,765,167	193,929,943	188,903,990
5	特定入所者介護サー ビス費等給付額	521,574,429	175,940,323	174,504,337	171,129,769	193,929,943	188,903,990
6	制度改正に伴う財政 影響額	7,806,456	2,483,691	2,687,367	2,635,398	0	0
7	高額介護サービス費等給 付額(財政影響額調整後) (8-9)	321,623,949	108,260,613	107,613,808	105,749,528	102,487,287	99,831,193
8	高額介護サービス費 等給付額	316,268,559	106,560,106	105,771,774	103,936,679	102,487,287	99,831,193
9	見直しに伴う財政影 響額	5,355,390	1,700,507	1,842,034	1,812,849	0	0
10	高額医療合算介護サービ ス費等給付額	41,522,379	13,900,818	13,840,793	13,780,768	13,510,655	13,160,508
11	算定対象審査支払手数料	11,786,180	3,945,760	3,928,750	3,911,670	3,835,020	3,735,620

(8) 第1号被保険者の保険料の算出

①第1号被保険者の保険料設定の基本的考え方

第1号被保険者の保険料については、令和6年度から8年度までの第1号被保険者と 要介護認定者数の見込み、標準給付費と地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に 必要な係数等を基に設定します。

保険から支払われる標準給付費見込額については、その半分を国と県、市が公費で負担し、残りの半分を第1号被保険者(65歳以上の人)保険料 23%と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)保険料27%で負担します。

第1号被保険者保険料については、世帯課税・非課税区分を基本とした多段階方式とし、市民税課税者のうち高額所得者については、その所得水準に応じて保険料率を引き上げる弾力化運用(標準9段階を12段階へ)を設定していましたが、国から見直しの方針が示されたため、第9期においては所得段階を13段階とします。

第9期保険料設定に関する主な改正点

■課税層の基準所得金額の改正

	第8期	第9期
第9段階	合計所得金額が	合計所得金額が
先 9 段階	320 万円以上~400 万円未満	320 万円以上~420 万円未満
第 10 段階	合計所得金額が	合計所得金額が
第 10 段陷	400 万円以上~600 万円未満	420 万円以上~520 万円未満
第 11 段階	合計所得金額が	合計所得金額が
第 11 段陷	600 万円以上~800 万円未満	520 万円以上~620 万円未満
第 12 段階	合計所得金額が 800 万円以上	合計所得金額が
第 12 段陷	百計別待並領別、800 万円以上	620 万円以上~720 万円未満
第 13 段階	_	合計所得金額が 720 万円以上

②第1号被保険者の保険料設定

標準給付費見込額や地域支援事業に占める第1号被保険者の保険料負担割合は23%ですが、前期高齢者・後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間での保険料格差を少なくするために、保険者の後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数により補正され、調整交付金として国から補填されます(地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業を除く)。

■介護給付費の負担割合(施設等給付費を除く)

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
25%	12.5%	12.5%	23%	27%

[※]国から交付される調整交付金の交付率によって、「国」及び「第1号被保険者」の実質負担割合は変化します。

■介護給付費の負担割合(施設等給付費)

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
20%	17.5%	12.5%	23%	27%

[※]国から交付される調整交付金の交付率によって、「国」及び「第1号被保険者」の実質負担割合は変化します。

■地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業)の負担割合

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
25%	12.5%	12.5%	23%	27%

[※]国から交付される調整交付金の交付率によって、「国」及び「第1号被保険者」の実質負担割合は変化します。

■地域支援事業費(包括的支援事業、任意事業)の負担割合

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
38.5%	19.25%	19.25%	23%	_

③第1号被保険者の保険料基準額の算出

第1号被保険者の保険料基準額は、以下の手順で算出されます。

【表】第1号被保険者の保険料の算出

単位:円

	【公】カーラ以体は古の体は行の弁山					ī	+ 12 . 1]	
	第9期						令和 12 年度	令和 22 年度
			合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(推計値)	(推計値)
A	標準	集給付費見込額	14,430,728,393	4,821,405,205	4,815,932,055	4,793,391,133	4,696,922,905	4,550,194,311
	地域	或支援事業費=①+②	716,538,000	242,380,000	236,779,000	237,379,000	210,892,299	184,382,740
В		①介護予防・日常生活 支援総合事業費	345,449,000	119,445,000	112,702,000	113,302,000	99,455,537	85,988,992
		②包括的支援事業・ 任意事業費	371,089,000	122,935,000	124,077,000	124,077,000	111,436,762	98,393,748
С			3,483,871,270	1,164,670,597	1,162,123,543	1,157,077,131	1,177,875,649	1,230,990,033
D		整交付金相当額 +①)×5%	738,808,870	247,042,510	246,431,703	245,334,657	239,818,922	231,809,165
Ε	(A-	整交付金見込額 +①)×F×G 千円未満切上げ)	1,376,157,000	479,890,000	459,769,000	436,498,000	376,516,000	485,408,000
F		整交付金見込交付割合 %)		9.65	9.29	8.88	7.85	10.47
		後期高齢者加入割合 補正係数		0.8133	0.8297	0.8484	0.8993	0.8054
		所得段階別加入割合 補正係数		0.9808	0.9803	0.9801	0.9799	0.9806
G	調惠	整交付金調整率		1.006497774	1.004147662	1.001797550	1.000000000	1.000000000
Н		食者機能強化推進交付金 見込み額	31,129,000				9,764,000	8,825,000
I	介語	檴保険準備基金取崩額	198,836,000				0	0
ک		雙保険準備基金の残高 令和 5 年度末の見込額)	525,647,000	介護保険準備基金 I÷J	取崩し割合(%)	37.83	326,811,000	326,811,000
K		食料収納必要額 D−E−H−I	2,616,558,140				1,031,414,571	968,566,198
L	予定	定保険料収納率(%)	99.45				99.40	99.40
M		导段階別加入割合補正後 呆険者数	33,220	11,236	11,083	10,900	10,157	8,563
保	保険料の基準額(介護保険準備基金取崩前)							
	年額 85,219円			9円	102,160 円	113,793 円		
	月額 7,102円				8,513 円	9,482 円		
保	険料	の基準額(介護保	険準備基金取崩後)					
		年額 K÷L÷M	N		79, 200	円	102,160 円	113,793 円
		月額 N÷12			6, 600)円	8,513 円	9,482 円

[※]介護保険料基準額(月額)の算出手順は、資料編へ掲載しています。

[※]令和12年度、令和22年度の欄に記載の数値は令和5年度現在の推計値であり、保険料等を本計画で設定するものではありません。

④基準額に対する介護保険料の段階設定等

本計画期間内における介護保険料の段階は13段階とし、各段階の保険料率を下表のとおり設定します。

【表】保険料基準額に対する割合

市民課税		所得段階	対象者		別加入者数推	計 (人)	保険料率							
世帯	本人	7月 日本2日	入13V7日	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第 9 期							
非 課 —		第1段階	本人が老齢福祉年金受給権者であって、世帯 全員が市民税非課税。生活保護の被保護者 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金 収入額とその他の合計所得金額の合計が80 万円/年以下の者	1,335	1,317	1,295	※ 0.285 (0.455)							
税	非課	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金 収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円/年以下の者	1,542	1,521	1,496	※ 0.485 (0.685)							
	税	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階から第 2段階に含まれない者	1,578	1,556	1,531	※ 0.685 (0.69)							
		第4段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち、本 人の課税年金収入額とその他の合計所得金額 が80万円/年以下の者	585	575	568	0.9							
		第5段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち第 4 段階に含まれない者	1,993	1,970	1,934	1.0							
		第6段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 120 万 円未満の者	2,087	2,058	2,024	1.2							
		第7段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 120 万 円以上〜210 万円未満の者	1,347	1,329	1,307	1.3							
課		第8段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 210 万 円以上~320 万円未満の者	603	594	585	1.5							
税	課	第9段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 320 万 円以上〜420 万円未満の者	190	187	183	1.7							
	税	第 10 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 420 万 円以上~520 万円未満の者	87	86	85	1.9							
									第 11 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 520 万 円以上~620 万円未満の者	36	35	35	2.1
		第 12 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 620 万 円以上~720 万円未満の者	21	21	20	2.3							
		第 13 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 720 万 円以上の者	80	79	78	2.4							
			計	11,484	11,328	11,141								

5所得段階別保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料(年額)は、下表のとおりです。

【表】所得段階別年額介護保険料

市月	民 税			所得段階別保険料 (年額)
課税	状況	所得段階	対象者	第9期
世帯	本人			令和6年度~令和8年度
非		第1段階	本人が老齢福祉年金受給権者であって、世帯全員が市民税非課税。生活保護の被保護者 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円/年以下の者	22,570円
親税	非課	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他 の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円/年以下の者	38,410円
	税	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階から第2段階に含まれない者	54,250円
		第4段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円/年以下の者	71,280円
		第5段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち第 4 段階に含まれない者	79,200円
		第6段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 120 万円未満の者	95,040円
		第7段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 120 万円以上〜210 万円 未満の者	102,960円
課		第8段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 210 万円以上〜320 万円 未満の者	118,800円
税	課	第9段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 320 万円以上〜420 万円 未満の者	134,640円
	税	第 10 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 420 万円以上〜520 万円 未満の者	150,480円
		第 11 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 520 万円以上〜620 万円 未満の者	166,320円
		第 12 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 620 万円以上~720 万円 未満の者	182, 160円
		第 13 段階	市民税課税者のうち合計所得金額が 720 万円以上の者	190,080円

※第9期基準額(第5段階): (6,600)円/月額